

# 声 明

いのちのとりで訴訟・千葉地裁判決について

2023（令和5）年5月26日  
生活保護基準引下げ違憲訴訟千葉原告団  
生活保護基準引下げ違憲訴訟千葉弁護団  
いのちのとりで裁判全国アクション  
生活保護引き下げにNO！全国争訟ネット

本日、千葉地方裁判所民事第3部（内野俊夫裁判長）は、千葉の生活保護基準引下げ違憲訴訟において、生活保護基準引下げ処分を取り消せという原告らの請求を認容する判決を言い渡した。

本裁判は、千葉県内の生活保護利用者12名が、千葉市、習志野市、富里市、市川市、船橋市、鎌ヶ谷市、市原市、松戸市、流山市を被告として、2013年から3回に分けて行われた生活保護基準の見直しを理由とする保護変更決定処分（生活保護費引下げ）の取消を求めた裁判である。

全国29地裁で提起された同種訴訟で生活保護基準引下げ処分の取消しを認容した判決は、2021年2月22日の大阪地裁判決をはじめ、ちょうど本判決で10件目となる。

本判決では、いわゆる「ゆがみ調整」については、厚生労働大臣の裁量権の逸脱・濫用はないとしたが、「デフレ調整」について、生活扶助相当CPIが生活保護受給世帯の消費構造を適切に反映しているとは認められず、デフレ調整がゆがみ調整に含まれている生活扶助基準額の水準の改定との整合性もないとして、厚生労働大臣の判断過程及び手続に瑕疵があると判断した。

本判決は、原告らの置かれた厳しい生活実態を真摯に受け止め、国が行った生活保護基準引下げを問題とし、裁量権の逸脱・濫用を認めた。憲法25条の定める健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障する勝訴判決である。

生活保護制度は他の諸制度や諸施策と連動しており、保護基準はナショナルミニマム（国民的最低限）として生活全般に極めて重大な影響を及ぼす。格差と貧困が拡大固定化する中で、新型コロナウイルス感染症の拡大は、現在の社会保障制度の脆弱さを浮き彫りにするとともに、最後のセーフティネットとしての生活保護の重要性を明らかにした。

私たちは、被告らに対し、本判決の意義を重く受け止め、控訴せず本判決を確定させることを求める。加えて、違法に保護費を下げられた生活保護利用者に対して真摯に謝罪し、その健康で文化的な生活を保障するため、2013年引下げ前の生活保護基準に直ちに直すことを求める。

以上